

政令第八十七号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）、国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二十一の二中「法第二十条の十一の二に規定する金融機関等は、預貯金者等情報（同条）を「金融機関等（法第二十条の十一の二に規定する金融機関等をいう。以下この条において同じ。）は、預貯金者等情報（法第二十条の十一の二）に、「第六条の二十二の三第一項及び第六条の二十二の七第二項」を「以下この章」に、「その」を「当該金融機関等が保有する」に、「附則第十条第九項第一号において

」を「以下」に改める。

第六条の二十一の二の次に次の二条を加える。

（口座管理機関の加入者情報の管理）

第六条の二十一の三 口座管理機関（法第二十条の十一の三に規定する口座管理機関をいう。以下この条において同じ。）は、加入者情報（法第二十条の十一の三に規定する加入者情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（加入者情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各社債等（法第二十条の十一の三に規定する社債等をいう。）に係る電磁的記録に当該口座管理機関が保有する当該口座管理機関の加入者（同条に規定する加入者をいう。次条において同じ。）の個人番号又は法人番号を記録しなければならない。

（振替機関の加入者情報の管理）

第六条の二十一の四 振替機関（法第二十条の十一の四に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ。）は、加入者情報（法第二十条の十一の四に規定する加入者情報をいう。以下この条において同

じ。）に関するデータベース（加入者情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。）における各株式等（法第二十条の十一の四に規定する株式等をいう。）に係る電磁的記録に当該振替機関が保有する当該振替機関又はその下位機関（同条に規定する下位機関をいう。）の加入者の個人番号又は法人番号を記録しなければならぬ。

第七条の三を第七条の二の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（単身児童扶養者の範囲）

第七条の三 法第二十三条第一項第十二号の二に規定する児童で政令で定めるものは、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三条第一項に規定する児童（法第二十三条第一項第十二号の二に規定する父又は母以外の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）で前年の法第三十条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものとする。

2 法第二十三条第一項第十二号の二に規定する配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者で政令で定めるものは、第七条の二第一項第三

号から第五号までに掲げる者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とする。

第七条の十七の見出し中「寄附金税額控除額の控除」を「寄附金税額控除」に改める。

第七条の十八の見出し中「寄附金税額控除額の控除」を「寄附金税額控除」に改め、同条中「について法第三十七条の二の規定の適用」を削り、「同条の」を「法第三十七条の二第一項及び第十一項の」に、

「同条中「掲げる寄附金」を「同条第一項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるものうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」と、「に特例控除対象寄附金」とあるのは「に特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるものうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の

金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。」と、同条第十一項中「特例控除対象寄附金」に、「、「掲げる寄附金」を「「特例控除対象寄附金」に改める。

第八条の二中「第二百三条の四第一号」を「第二百三条の五第一号」に改める。

第三十二条の二第一項第一号中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める。

第三十二条の三第一項第一号中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に改める。

第三十五条の四の五並びに第三十五条の四の七第一項の表及び第二項中「百分の五・四」を「百分の七・七」に改める。

第四十三条の二中「第二章第七節の二」を「第二章第七節」に改める。

第四十三条の七第二号二中「第三百三十八条第一項」を「第四百四十六条第一項」に改める。

第四十三条の八第十二号中「第二章第七節の二」を「第二章第七節」に改める。

第四十三条の九第六号中「第三百三十八条第一項」を「第四百四十六条第一項」に改める。

第四十三条の十第十一号及び第四十三条の十二第十一号中「第二章第七節の二」を「第二章第七節」に改める。

第四十三条の十五第十五項第三号中「第三百三十八条第一項」を「第四百四十六条第一項」に改める。

第四十四条の八第二項の表中「百分の六十一・七五」を「百分の四十・八五」に改める。

第四十四条の九第三項中「前条第二項中」を「前条第二項の表中」に、「百分の六十一・七五」を「百分の四十・八五」に改める。

第四十六条の二の三を第四十六条の二の四とする。

第四十六条の二の二の次に次の一条を加える。

（単身児童扶養者の範囲）

第四十六条の二の三 法第二百九十二条第一項第十二号の二に規定する児童で政令で定めるものは、児童扶養手当法第三条第一項に規定する児童（同号に規定する父又は母以外の者の同一生計配偶者又は扶養

親族とされている者を除く。)で前年の法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものとする。

2 法第二百九十二条第一項第十二号の二に規定する配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者で政令で定めるものは、第四十六条の二第一項第三号から第五号までに掲げる者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とする。

第四十八条の八及び第四十八条の九を次のように改める。

（寄附金税額控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金の範囲）

第四十八条の八 法第三百十四条の七第一項第二号に規定する政令で定める寄附金は、第七条の十七各号に掲げる寄附金とする。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

第四十八条の九 租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受ける財産の贈与又は遺贈がある場合における法第三百十四条の七第一項及び第十一項の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる寄

附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるものうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」と、「に特例控除対象寄附金」とあるのは「に特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるものうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」と、同条第十一項中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるものうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」と、同条第



第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。」とする。

第五十六条の二十八第一項第二号中「農業協同組合連合会」の下に「（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会で法人税法別表第二に規定する農業協同組合連合会に該当するもの及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会で同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものを除く。）」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の二を同項第三号とする。

第五十六条の八十八の二第一項中「五十八万円」を「六十一万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「五十万円」を「五十一万円」に、「二十七万五千元」を「二十八万円」に改め、同条第二項第二号口中「二十七万五千元」を「二十八万円」に改め、同号ハ中「五十万円」を「五十一万円」に改める。

第五十七条の二の七第一項の表及び第二項中「百分の五・四」を「百分の七・七」に改める。

第五十八条中「第八条の四」を「第八条の六」に、「第十三条、第十四条」を「第十二条の二の十、第十二条の二の十二第一項、第十二条の四から第十四条まで」に、「第二十九条の十八まで、第三十条」を「第二十九条の八まで、第二十九条の九から第二十九条の十七まで、第二十九条の十八第一項及び第二項、第三十条の二」に、「まで及び」を「まで、第三十二条の三並びに」に、「第五十七条」を「第五十八条」に改める。

附則第四条第十二項の表法第四十五条の二第一項第八号の項中「第四十五条の二第一項第八号」を「第四十五条の二第一項第九号」に改め、同条第二十項の表法第三百七十七条の二第一項第八号の項中「第三百七十七条の二第一項第八号」を「第三百七十七条の二第一項第九号」に改める。

附則第四条の二第十一項の表法第四十五条の二第一項第八号の項中「第四十五条の二第一項第八号」を「第四十五条の二第一項第九号」に改め、同条第十九項の表法第三百七十七条の二第一項第八号の項中「第三百七十七条の二第一項第八号」を「第三百七十七条の二第一項第九号」に改める。

附則第四条の七の見出しを「（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）」に改め、同条中「（第四

十八条の九第二項において準用する場合を含む。」を削り、「附則第五条の五」を「附則第五条の五第一項」に、「同条第一項」を「同項」に、「寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、「。次項において同じ」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第四十八条の九の規定の適用がある場合における法附則第五条の五第二項の規定の適用については、同項中「特例控除対象寄附金」とあるのは、「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるものうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。」とする。

附則第五条の二の次に次の一条を加える。

（法附則第七条の六第一項の外国法人等）

第五条の二の二 法附則第七条の六第一項に規定する政令で定める外国法人は、租税特別措置法施行令第

三十九条の三十三の三第一項各号に掲げる租税特別措置法第二条第二項第一号の二に規定する外国法人とする。

2 前項の規定は、法附則第七条の六第三項に規定する政令で定める外国法人について準用する。

附則第六条を附則第五条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

(法附則第八条の六第一項の外国法人)

第六条 法附則第八条の六第一項に規定する政令で定める外国法人は、租税特別措置法施行令第三十九条の三十三の三第一項各号に掲げる租税特別措置法第二条第二項第一号の二に規定する外国法人とする。

附則第六条の二に次の一項を加える。

9 法附則第九条第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸収分割会社（同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（同条第二十二項に規定する特定吸収分割承継会社をいう。以下この項において同じ。）が同条第二十二項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特

定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち同項に規定する総務省令で定めるもの（以下この項において「特定取引」という。）を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

附則第七条第十八項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「につき」を「について」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に次の一項を加える。

19 法附則第十一条第十三項第一号イに規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当することについて総務省令で定めるところにより証明がされた家屋とする。

一 共同住宅（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部が木造であるものに限る。）以外の家屋であること。

二 当該家屋について行う増築、改築、修繕又は模様替の工事（当該工事と併せて行う家屋と一体とな

つて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。以下この号において「増築等の工事」という。）に要した費用の額（当該増築等の工事の費用に充てるために国又は地方公共団体から補助金等（当該増築等の工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。）の交付を受ける場合には、当該増築等の工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額）が三百万円以上であること。

附則第九条第二項中「その他これに類するもの」として総務省令で定めるもの」を削る。

附則第十条第四項中「に読み替えるもの」を削り、同条第十三項中「からハまで」を「及びロ」に改める。

附則第十一条第七項中「その他これに類するもの」として総務省令で定めるもの」を削り、同条第十一項中「次の各号に掲げる設備で総務省令で定める」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で総務省令で定めるものうち、一基の取得価額として総務省令で定めるところにより計算した金額が一億五千万円以上の」に改め、各号を削り、同条第十六項を次のように改める。

16 法附則第十五条第十六項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるもの及び同項に規定する改良された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車又は原動機を有する客車にけん引される客車のうち運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。

附則第十一条第四十六項中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四十八項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十七項」に、  
「同条第四十六項」を「同条第四十七項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十七項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第四十五項に規定する特定電気通信設備」を「附則第十五条第四十六項に規定する特定電気通信設備」に改め、同項第一号中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十六項」に、  
「同条第四十五項」を「同条第四十六項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一

項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十二項」に、「その他の」を「その他これに類するものとして」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項を同条第四十一項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十八項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十五項中「附則第十八項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項第一号中「第三十二項第一号」を「第三十三項第一号」に改め、「第三十三項第一号」に改め、同項第二号中「第三十二項第二号」を「第三十三項第二号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条



第三十二項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第三十一項」に、「同条第二十九項」を「同条第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十四項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、

同条第二十項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の一項を加える。

17 法附則第十五条第十七項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の用に供する車両で総務省令で定めるものとする。

附則第十一条に次の二項を加える。

48 法附則第十五条第四十九項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する帰還環境整備推進法人が有料で借り受けた土地及び償却資産以外の土地及び償却資産とする。

49 法附則第十五条第五十項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産（所有者不明土地の利用の円滑化等に関

する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十九条第一項に規定する使用権設定土地の面積の同法第十条第一項に規定する事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である場合（当該事業区域の面積が五百平方メートル未満である場合を除く。）には、当該使用権設定土地及び当該使用権設定土地の区域内に所在する償却資産に限る。）のうち、法附則第十五条第五十項に規定する土地使用権を取得した者が有料で借り受けたもの以外のものとする。

附則第十二条第三項中「並びに第十五条の七第一項及び第二項」を「、第十五条の七第一項及び第二項並びに第十五条の八第四項第一号」に改め、同条第四十七項を同条第四十九項とし、同条第四十三項から第四十六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四十二項中「第二十五項各号」を「第二十七項各号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十一項を同条第四十三項とし、同条第四十項を同条第四十二項とし、同条第三十九項中「第二十項各号」を「第二十二項各号」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十八項を同条第四十項とし、同条第三十三項から第三十七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三十二項中「第二十五項各号」を「第二十七項各号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条中第三十一項を第三十三項とし、第三十項を第三十二項とし、第二十九項を第三十一項とし、同条第二十八項中「第二十

項各号」を「第二十二項各号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項を同条第二十九項とし、同条第二十四項から第二十六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二十三項第一号中「第四十四項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条中第二十二項を第二十四項とし、第十六項から第二十一項までを二項ずつ繰り下げ、第十五項の次に次の二項を加える。

16 法附則第十五条の八第四項各号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋（同項に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋（以下この項において「従前の家屋」という。）に代わるものと市町村長が認める家屋をいう。第一号及び第四号において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 特例適用家屋のうち法附則第十五条の八第四項第一号に規定する政令で定める住宅であるもの（以下この項及び次項において「特定特例適用住宅」という。）（次号に規定する特定特例適用住宅を除く。）
  - ク 次に掲げる特定特例適用住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 区分所有に係る特定特例適用住宅（区分所有に係る家屋である特定特例適用住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の特定特例適用住宅 当該特定特例適用住宅に係る固定資産税

額に、従前の家屋の床面積（当該従前の家屋が区分所有に係る家屋であるときは、法附則第十五条の八第四項に規定する移転補償金を受けた者が所有していた当該従前の家屋の専有部分の床面積。

以下この項において同じ。）を当該特定特例適用住宅の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

ロ 区分所有に係る特定特例適用住宅 当該区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分に係る専有部分税額に、従前の家屋の床面積を当該区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

二 特定特例適用住宅（法附則第十五条の八第四項第一号に規定する特定居住用部分（以下この号及び次号において「特定居住用部分」という。）以外の部分を有するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）のうち特定居住用部分 次に掲げる特定居住用部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅に係る特定居住用部分 当該特定居住用部分に係る固定資産税額（当該特定特例適用住宅に係る固定資産税額に、当該特定居住用部分の

床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合（当該特定居住用部分と当該特定居住用部分以外の部分との間に、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額をいう。）に、従前の家屋の床面積を当該特定特例適用住宅のうち当該特定居住用部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

ロ 区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分に係る特定居住用部分 当該特定居住用部分に係る専有部分税額（当該専有部分に係る専有部分税額に、当該専有部分のうち当該特定居住用部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（当該特定居住用部分と当該特定居住用部分以外の部分との間に、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額をいう。）に、従前の家屋の床面積を当該区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分のうち当該特定居住用部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

三 特定特例適用住宅のうち特定居住用部分以外の部分 次に掲げる特定居住用部分以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅に係る特定居住用部分以外の部分 当該特定居住用部分以外の部分に係る固定資産税額（当該特定特例適用住宅に係る固定資産税額に、当該特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合（当該特定居住用部分以外の部分と特定居住用部分との間に、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額をいう。）に、従前の家屋の床面積から当該特定特例適用住宅のうち特定居住用部分の床面積を減じて得た数値を当該特定特例適用住宅のうち当該特定居住用部分以外の部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には一とし、当該数値が零を下回る場合には零とする。）を乗じて得た額

ロ 区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分に係る特定居住用部分以外の部分 当該特定居住用部分以外の部分に係る専有部分税額（当該専有部分に係る専有部分税額に、当該専有部分のうち当

該特定居住用部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（当該特定居住用部分以外の部分と特定居住用部分との間に、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額をいう。）に、従前の家屋の床面積から当該区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分のうち特定居住用部分の床面積を減じて得た数値を当該専有部分のうち当該特定居住用部分以外の部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には一とし、当該数値が零を下回る場合には零とする。）を乗じて得た額

四 特定特例適用住宅以外の特例適用家屋（以下この号において「特定特例適用家屋」という。）次に掲げる特定特例適用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分所有に係る特定特例適用家屋（区分所有に係る家屋である特定特例適用家屋をいう。ロにおいて同じ。）以外の特定特例適用家屋 当該特定特例適用家屋に係る固定資産税額に、従前の家屋の床面積を当該特定特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額



ロ 区分所有に係る特定特例適用家屋 当該区分所有に係る特定特例適用家屋の専有部分に係る専有部分税額に、従前の家屋の床面積を当該区分所有に係る特定特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

17 法附則第十五条の八第四項第一号に規定する家屋のうち人の居住の用に供する部分で政令で定めるものは、次の各号に掲げる特定特例適用住宅の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

- 一 区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅 人の居住の用に供する部分（共同住宅等にあつては、基準住居部分のうち人の居住の用に供する部分）で別荘の用に供する部分以外の部分
- 二 区分所有に係る特定特例適用住宅 居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分で別荘の用に供する部分以外の部分

附則第十二条の三の次に次の一条を加える。

（平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲）

第十二条の四 法附則第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十八年度に係る賦課期日における法附則第十六条の二第一項に規定する被災住宅用地（以下この条において「被災住宅用地」という。）の所有者

二 平成二十八年一月二日から同年四月十三日までの間に被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

三 前二号に掲げる者（この号の規定により相続により被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。）が個人である場合において、平成二十八年四月十四日以後にその者についての相続によりその者が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、平成二十八年四月十四日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部を取得したその者の三親等内の親族（前号に該当する者を除く。）

五 第一号又は第二号に掲げる者（この号の規定により合併又は分割により被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。）が法人である場合において、平成二十八年四月十四日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した

法人

2 法附則第十六条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規

定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の二第一項の規定により法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この条において「住宅用地」という。）とみなされた土地の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成二十八年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地とする。

3 法附則第十六条の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 平成二十八年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者
- 二 平成二十八年一月二日から同年四月十三日までの間に被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者
- 三 前二号に掲げる者（この号の規定により相続により被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。）が個人である場合において、平成二十八年四月十四日以後にその者についての相続によりその者が所有し、又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有

持分を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、平成二十八年四月十四日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得したその者の三親等内の親族（前号に該当する者を除く。）

五 第一号又は第二号に掲げる者（この号の規定により合併又は分割により被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。）が法人である場合において、平成二十八年四月十四日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有し、又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得した法人

4 法附則第十六条の二第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に規定する特定被災共用土地（次号及び次項において「被災共用土地等」という。）である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分

に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 前項第一号又は第二号に掲げる者（以下この号及び次項において「従前所有者等」という。）が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号までに掲げる者（以下この号及び次項において「相続人等」という。）が平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部（その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積に相当する土地）

ロ 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部を所有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

ハ 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 各従前所

有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

二 被災共用土地等である土地 当該土地に係る次の表の上欄に掲げる被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分及び同表の中欄に掲げる被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率を当該土地の面積（当該面積が当該被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合には、当該十倍の面積）に乗じて得た面積に相当する土地（被災区分所有家屋に係る居住

部分に相当する部分の割合が四分の一未満である被災区分所有家屋に係る土地を除く。）

イ	被災区分所有家屋		被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合	率
	口に掲げる被災区分所有家屋	被災区分所有家屋		
ロ	地上階数五以上を有する耐火建築物であつた被災区分所有家屋	二分の一以上	二分の一以上二分の一未満	一・〇
		二分の一以上二分の一未満	二分の一以上四分の三未満	〇・七五
		四分の一以上	四分の三以上	一・〇

5

前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、平成三十一年度

又は平成三十二年度に係る賦課期日において平成二十八年四月十三日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。）が平成二十八年四月十三日において所有してい



た被災区分所有家屋の専有部分（法附則第十六条の二第三項に規定する専有部分をいう。第七項において「特定専有部分」という。）のうち、平成二十八年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘（第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第七項において同じ。）の用に供する部分を除く。）であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6 第五十二条の十一第三項の規定は、第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合について準用する。

7 法附則第十六条の二第二項において準用する同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

- 一 第四項第一号の規定の適用がある土地 法附則第十六条の二第二項において準用する同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）
- （ ）の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成二十八年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面

積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地

二 第四項第二号の規定の適用がある土地 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートル以下であるもの 当該住宅用地とみなされた土地

ロ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートルを超えるもの 当該住宅用地とみなされた土地の面積を当該住宅用地とみなされた土地に係る被災区分所有家屋の特定専有部分に存した住居でその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居の数（以下このロにおいて「特例適用住居数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地とみなされた土地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積に相当する土地

8 前項に規定する特例適用住居数の算定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

9 法附則第十六条の二第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により読み替えて適

用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の二第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地に対応する従前の土地のうちの被災住宅用地が法附則第十六条の二第一項の規定により住宅用地とみなされるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けることとなる土地に相当する土地とする。

10 前項の規定は、法附則第十六条の二第七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前項中「附則第十六条の二第六項」とあるのは「附則第十六条の二第七項において準用する同条第六項」と、「被災住宅用地が法附則第十六条の二第一項」とあるのは「同条第二項に規定する特定被災住宅用地が同項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附則第十六条の二の十一第二項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、同表第七条の三第二項、第七条の三の四第二項及び第七条の十三の項中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二

項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第四項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表法第三百十五条の項を次のように改める。

法第三百十五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）
---------	----------	---

附則第十六条の二の十一第四項の表法第三百十五条の項の次に次のように加える。

法第三百十五条第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額
------------	--------	--

附則第十六条の二の十一第四項の表法第四十六条の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項及び第四十八条の六の項中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四

十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に改める。

附則第十六条の三第三項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、同表第七条の三第二項、第七条の三の四第二項及び第七条の十三の項中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同表中

第七条の九		
総所得金額の	総所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額の	
総所得金額から	総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額から又は土地等に係る事業所得等の金額及び総所得金額から順次	
総所得金額（イによる控除が行われる場合には、当該	総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から順次	

を

	<p>控除後の金額）か ら</p>	<p>これを総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額</p>
<p>イ 第七条の九第二号</p>	<p>総所得金額の 総所得金額から</p>	<p>総所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額の 総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額から又は土地等に係る事業所得等の金額及び総所得金額から順次</p>
<p>ハ 第七条の九第二号</p>	<p>総所得金額</p>	<p>総所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額</p>
<p>ニ 第七条の九第二号</p>	<p>総所得金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）か</p>	<p>総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から順次</p>

	第七条の九第二号 ホ	ら	総所得金額	総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額
--	---------------	---	-------	----------------------

に改め、同条第六項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表法第三百十五条の項を次のように改める。

法第三百十五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額（第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）
---------	----------	---

附則第十六条の三第六項の表法第三百十五条の項の次に次のように加える。

法第三百十五条第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第二十八条の四第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額
------------	--------	--

附則第十六条の三第六項の表法第四十六条の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、

同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項及び第四十八条の六の項中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同表中

第四十八条の三	
総所得金額の	総所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額の
総所得金額から	総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額から又は土地等に係る事業所得等の金額及び総所得金額から順次
総所得金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から	総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から順次
これを総所得金額	これを総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額

を



<p>第四十八条の三第 二号イ</p>	<p>総所得金額の 総所得金額から</p>	<p>総所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額の 総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額から又は土地等に係る事業所得等の金額及び総所得金額から順次</p>
<p>第四十八条の三第 二号ハ</p>	<p>総所得金額</p>	<p>総所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額</p>
<p>第四十八条の三第 二号ニ</p>	<p>総所得金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から</p>	<p>総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から順次</p>
<p>第四十八条の三第 二号ホ</p>	<p>総所得金額</p>	<p>総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額</p>

に改める。

附則第十七条の見出し中「長期譲渡所得」の下に「に係る道府県民税及び市町村民税」を加え、同条第二項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、同表第七条の三第二項、第七条の三の四第二項及び第七条の十三の項中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第四項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表法第三百十五条の項を次のように改める。

法第三百十五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号において「長期譲渡所得の金額」という。）
---------	----------	---

附則第十七条第四項の表法第三百十五条の項の次に次のように加える。

法第三百十五条第	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十一条第一項に
----------	--------	----------------------------

附則第十七条第四項の表第四十六条の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項及び第四十八条の六の項中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に改める。

附則第十七条の二の見出し中「長期譲渡所得」の下に「に係る道府県民税及び市町村民税」を加え、同条第一項中「応じ」を「応じ、」に、「第二十条の二第二十三項の」を「第二十条の二第二十四項の」に改め、同項第一号中「第二十条の二第二十三項第一号」を「第二十条の二第二十四項第一号」に改め、同条第二項中「第二十条の二第二十三項第一号」を「第二十条の二第二十四項第一号」に、「第二十条の二第二十四項」を「第二十条の二第二十五項」に改め、同条第三項中「第二十条の二第二十五項」を「第二十条の二第二十六項」に改め、同条第四項中「第二十条の二第二十六項」を「第二十条の二第二十七項」に改める。

附則第十七条の三の見出し中「短期譲渡所得」の下に「に係る道府県民税及び市町村民税」を加え、同

条第四項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、同表第七条の三第二項、第七条の三の四第二項及び第七条の十三の項中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第八項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表法第三百十五条の項を次のように改める。

<p>法第三百十五条</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又は附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号において「短期譲渡所得の金額」という。）</p>
<p>法第三百十五条第一号</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額</p>

附則第十七条の三第八項の表法第三百十五条の項の次に次のように加える。

附則第十七条の三第八項の表第四十六条の二第二項の項中「並びに」の下に「法」を、「以下」の下に「この節において」を加え、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項及び第四十八条の六の項中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に改める。

附則第十八条第一項中「応じ」を「応じ、」に改め、同条第四項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、同表第七条の三第二項、第七条の三の四第二項及び第七条の十三の項中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第五項中「応じ」を「応じ、」に改め、同条第八項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表法第三百十五条の項を次のように改める。

法第三百十五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第三百十七条
---------	----------	--

及び第三百十七条の二第一項第一号において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）

附則第十八条第八項の表法第三百十五条の項の次に次のように加える。

法第三百十五条第 一 号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額
--------------------	--------	--

附則第十八条第八項の表法第四十六条の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項及び第四十八条の六の項中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」に改める。

附則第十八条の五第一項及び第五項中「応じ」を「応じ、」に改め、同条第十項第四号及び第十一項第四号中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第十二項の表法第四十五条の二第一項

第八号の項中「第四十五条の二第一項第八号」を「第四十五条の二第一項第九号」に改め、同条第十三項及び第十七項中「応じ」を「応じ、」に改め、同条第二十二項第五号及び第二十四項第五号中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第二十六項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項中「第三百十七条の二第一項第八号」を「第三百十七条の二第一項第九号」に改める。

附則第十八条の六第十五項第四号及び第八号中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第十六項の表法第四十五条の二第一項第八号の項中「第四十五条の二第一項第八号」を「第四十五条の二第一項第九号」に改め、同条第三十一項第五号及び第十一号中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第三十三項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項中「第三百十七条の二第一項第八号」を「第三百十七条の二第一項第九号」に改める。

附則第十八条の七第一項中「応じ」を「応じ、」に改め、同条第三項中「字句は、」の下に「それぞれ

」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、同表第七条の三第二項、第七条の三の四第二項及び第七条の十三の項中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第四項中「応じ」を「応じ、」に改め、同条第六項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表法第三百十五條の項を次のように改める。

<p>法第三百十五條</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又は附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（第三百十七條及び第三百十七條の二第一項第一号において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）</p>
----------------	-----------------	--

附則第十八條の七第六項の表法第三百十五條の項の次に次のように加える。

<p>法第三百十五條第一号</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額若しくは租税特別措置法第四十一條の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額</p>
-------------------	---------------	--



附則第十八条の七第六項の表第四十六条の二第二項の項中「以下」の下に「この節において」を加え、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項及び第四十八条の六の項中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に改める。

附則第十八条の七の二第七項第四号中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第八項の表法第四十五条の二第一項第八号の項中「第四十五条の二第一項第八号」を「第四十五条の二第一項第九号」に改め、同条第十五項第五号中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第十七項の表法第三百七十七条の二第一項第八号の項中「第三百七十七条の二第一項第八号」を「第三百七十七条の二第一項第九号」に改める。

附則第二十三条第一項中「第三十六条の八第一項第一号、第三十六条の九第一項第二号、第三十六条の十第一項第一号、第四十九条の十二第一項第一号、第四十九条の十三第一項第二号、第四十九条の十五第

一項第一号」を「第三十六条の八第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三十六条の九第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十六条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十九条の十二第一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十九条の十三第一項（第二号に係る部分に限る。）、第四十九条の十五第一項（第一号に係る部分に限る。）」に、「第五十四条の四十五第二項第二号並びに附則第十一条第二十四項及び第二十五項並びに第十一条の二第二項第二号」を「第五十四条の四十五第二項（第二号に係る部分に限る。）」並びに附則第十一条第二十五項及び第二十六項並びに第十一条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改める。

附則第二十七条の二の見出し中「の敷地」を削り、同条第一項中「の規定により法」を「又は第三項（同条第四項の規定により適用される場合を含む。）」の規定により法」に、「第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）」を「第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）」又は第四項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）」に改め、「同条第二項の表」及び「同条第四項の表」の下に「法第四十五条の二第一項第一号の項」を加え、同条第二項中「附則第四十四条の二第二項」の下に「及び第四項」を加え、「同項」を「同条第二項に規定する居住の

用に供することができなくなった家屋又は同条第四項」に、「旧家屋」を「居住不能家屋等」に改め、「同条第二項」の下に「又は第四項」を加え、同項ただし書中「旧家屋」を「居住不能家屋等」に改め、同条第三項中「附則第四十四条の二第四項（同条第五項）」を「附則第四十四条の二第六項（同条第七項）」に、「の規定により法」を「又は第八項（同条第九項の規定により適用される場合を含む。）の規定により法」に、「第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）」を「第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）又は第四項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）」に改め、「同条第四項の表」及び「同条第八項の表」の下に「法第三百七条の二第一項第一号の項」を加え、同条第四項中「附則第四十四条の二第五項」を「附則第四十四条の二第七項及び第九項」に、「同項」を「同条第七項に規定する居住の用に供することができなくなった家屋又は同条第九項」に、「旧家屋」を「居住不能家屋等」に、「同条第五項」を「同条第七項又は第九項」に改め、同項ただし書中「旧家屋」を「居住不能家屋等」に改める。

附則第三十二条を次のように改める。

（東日本大震災に係る自動車税の環境性能割の特例の適用を受ける者の範囲等）

第三十二条 法附則第五十三条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災自動車等（法附則第五十三条の二第一項に規定する被災自動車等をいう。第三号において同じ。）の所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人（第三項第三号及び第四項第三号において「分割承継法人」という。）

2 法附則第五十三条の二第二項に規定する政令で定める自動車等は、次に掲げる同項に規定する自動車等とする。

一 自動車であつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第十五条の規定により永久抹消登録がされたもの又は同法第十六条第二項の規定による届出がされたもの

二 法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものであつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出がされたもの

3 法附則第五十三条の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十三条の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合に、これらの規定に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるそ

の合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

4 法附則第五十三条の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内自動車等（法附則第五十三条の二第三項に規定する対象区域内自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

5 第一項、第三項又は前項に規定する者が法附則第五十三条の二第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの規定に規定する道府県知事に提出しなければならない。

附則第三十二条の次に次の一条を加える。

(東日本大震災に係る自動車税の種別割の特例に関する手続)

第三十二条の二 前条第四項に規定する者が法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同項に規定する道府県の知事に提出しなければならない。

2 法附則第五十四条第七項に規定する場合には、同項に規定する対象区域内自動車等の所有者(法第四百四十七条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主)は、総務省令で定める書類を当該対象区域内自動車等の主たる定置場所在の道府県の知事に提出しなければならない。

附則に次の二条を加える。

(東日本大震災に係る軽自動車税の環境性能割の特例の適用を受ける者の範囲等)

第三十四条 法附則第五十七条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災自動車等（法附則第五十七条第一項に規定する被災自動車等をいう。第三号において同じ。）の所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人（以下この条及び次条において「分割承継法人」という。）

2 法附則第五十七条第二項に規定する政令で定める自動車等は、次に掲げる同項に規定する自動車等とする。

一 法第四百四十五条第三号に規定する自動車であつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両



法第十五条の規定により永久抹消登録がされたもの又は同法第十六条第二項の規定による届出がされたもの

二 軽自動車のうち三輪以上のものであつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十条の二第一項の規定による届出がされたもの

3 法附則第五十七条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十七条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるそ

の合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

4 法附則第五十七条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 対象区域内自動車等（法附則第五十七条第三項に規定する対象区域内自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

5 第一項、第三項又は前項に規定する者が法附則第五十七条第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの規定に規定する道府県知事に提出しなければならない。

(東日本大震災に係る軽自動車税の種別割の特例の適用を受ける者の範囲等)

第三十五条 法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 被災二輪自動車等（法附則第五十八条第二項に規定する被災二輪自動車等をいう。第三号において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）
- 二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人
- 三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災二輪自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

2 法附則第五十八条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災小型特殊自動車（法附則第五十八条第三項に規定する被災小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災小型特殊自動車に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

3 法附則第五十八条第六項に規定する政令で定める二輪自動車等は、次に掲げる同条第二項に規定する二輪自動車等とする。

一 原動機付自転車であつて、法第四百六十三条の十九第一項の規定により用途を廃止し、又は解体した旨の申告書又は報告書が提出されたもの

二 軽自動車（二輪のものに限る。）であつて、用途の廃止又は解体を事由として軽自動車届出済証（軽自動車の使用者が道路運送車両法第九十七条の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。）が地方運輸局長又はその権限の委任を受けた運輸監理部長若しくは運輸支局長に返納されたもの

三 二輪の小型自動車であつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九条第一項の規定により自動車検査証が返納されたもの

4 法附則第五十八条第六項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内用途廃止等二輪自動車等（法附則第五十八条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等二輪自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

5 法附則第五十八条第七項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内二輪自動車等（法附則第五十八条第七項に規定する対象区域内二輪自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象

区域内二輪自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

6 法附則第五十八条第八項に規定する政令で定める小型特殊自動車は、小型特殊自動車であつて、法第四百六十三条の十九第一項の規定により用途を廃止し、又は解体した旨の申告書又は報告書が提出されたものとする。

7 法附則第五十八条第八項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十八条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるそ

の合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人  
法附則第五十八条第九項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内小型特殊自動車（法附則第五十八条第九項に規定する対象区域内小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内小型特殊自動車に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

9 前条第一項、第三項若しくは第四項又は第一項、第二項、第四項、第五項、第七項若しくは前項に規



定する者が法附則第五十八条第一項から第九項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの規定に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 10 法附則第五十八条第十三項に規定する場合には、同項に規定する対象区域内軽自動車等の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）は、総務省令で定める書類を当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない。

（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「この条において」を「この項において」に改め、「をいう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の三項を加える。

- 2 平成三十一年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字

句とする。

第三十五 条の十七 第一項	（以下この条 、当該各徴収取扱費算定期間内	（次項 、平成三十一年九月に社会保障の安定財源 の確保等を図る税制の抜本的な改革を行う ための地方税法及び地方交付税法の一部を 改正する法律（平成二十四年法律第六十九 号）第二条の規定による改正前の地方税法 （以下この条及び附則第六条の十一におい て「三十一年旧地方税法」という。）第七 十二条の百三第三項の規定により当該道府 県に払い込むべき貨物割として納付された 額の総額（同月に三十一年旧地方税法第七 十二条の百四の規定により貨物割に係る還
---------------------	--------------------------	--

<p>第三十五 条の十七</p>	
<p>法第七十二条の百四</p>	<p>(当該各徴収取扱費算定期間内の二十二分の十</p>
<p>平成三十一年六月から八月までの徴収取扱費算定期間に三十一年旧地方税法第七十</p>	<p>付金等（同条第三項に規定する還付金等という。以下この条において「旧法還付金等」という。）が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、三十一年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）と平成三十一年十月及び十一月</p> <p>(同年十月及び十一月</p> <p>との合計額の十七分の十</p>

二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に三十一年旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に三十一年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるとときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年九月に還付されたものとみなし、同月に三十一年旧地方税法第七十二条の百

<p>当該徴収取扱費算定期間内</p>	<p>還付金等に相当する額が当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>同年十月及び十一月</p>	<p>四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合又は同年十月及び十一月に法第七十二条の百四 旧法還付金等に相当する額と当該還付金等に相当する額との合計額が同年九月に三十二年旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に三十二年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあっては、これを加算した額）と同年十月及び十一月</p>	

	<p>額)</p> <p>還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内に</p>	<p>額)との合計額</p> <p>旧法還付金等及び還付金等が同年十二月から平成三十二年二月までの徴収取扱費算定期間内に還付金等として</p>
<p>附則第六 条の十一 第一項</p>	<p>(以下この条</p> <p>、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>(次項</p> <p>、平成三十一年九月に三十一年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(同月に三十一年旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等(同条に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。)が還付された場合にあつては当該旧</p>

<p>附則第六 条の十一 第二項</p>	<p>法附則第九条の七</p>	<p>の二十二分の十</p>	<p>(当該各徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>算定期間内に三十一年旧地方税法附則第九</p>	<p>費算定期間内に三十一年旧地方税法附則第九</p>	<p>との合計額の十七分の十</p>	<p>(同年十月及び十一月</p>	<p>法還付金等に相当する額を控除し、三十一年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあっては当該加算されるべき額を加算した額とする。)と同年十月及び十一月</p>

<p>還付金等に相当する額が当該還付金等を還</p>	<p>旧法還付金等に相当する額と当該還付金等</p>
	<p>         条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に三十一年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年九月に還付されたものとみなし、同月に三十一年旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る旧法還付金等が還付された場合又は同年十月及び十一月に法附則第九条の七       </p>



	<p>付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>
<p>当該徴収取扱費算定期間内</p>	<p>に相当する額との合計額が同年九月に三十二年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に三十二年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）と同年十月及び十一月</p>
<p>額） 還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間に</p>	<p>額）との合計額 旧法還付金等及び還付金等が同年十二月から平成三十二年二月までの徴収取扱費算定期間に還付金等として</p>

3 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法

等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成三十一年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第</p>	<p>各期間（以下この条、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>各期間（次項、平成三十一年九月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一にお</p>
---------------------------------	--------------------------------	--

---

三十五条

の十七第

一項

---

いて「地方税法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「三十二年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に三十一年旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改

---

---

---

正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（地方税法等改正法附則第一条第三号に定める日（以下この項及び附則第六条の十一第一項において「一部施行日」という。）前に還付された三十一年旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。）が還付された場合にあっては当該旧法還付

---

<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正</p>	
<p>地方税法等改正法</p>	<p>金等に相当する額を控除し、三十一年旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）と平成三十一年十月及び十一月</p>

第一項後 段の規定	法第七十二条の百四、	の二十二分の十	(法	(当該各徴収取扱費算定期間内	いう。)	地方税法等改正法第二条の規定による改正 前の地方税法(以下この条及び附則第六条 の十一において「旧地方税法」という。)	旧地方税法
	平成三十一年六月から八月までの徴収取扱 費算定期間に三十一 年旧地方税法第七十	との合計額の十七分の十	(一部施行日以後に還付された法	(同年十月及び十一月			

---

により読  
み替えて  
適用され  
る新令第  
三十五條  
の十七第  
二項

---

---

二條の百四及び地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二條の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に三十二年旧地方税法第七十二條の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二條の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に三十一年旧地方税法第七十二條の

---

---

---

百五第二項及び地方税法等改正法附則第二  
条の規定によりなお従前の例によることと  
された旧地方税法第七十二条の百五第二項  
の規定により加算されるべき額がある場合  
にあつては、これを加算した額）を超える  
ときは、当該超える額に相当する旧法還付  
金等が同年九月に還付されたものとみなし  
、同月に三十一年旧地方税法第七十二条の  
百四及び地方税法等改正法附則第二条の規  
定によりなお従前の例によることとされた  
旧地方税法第七十二条の百四の規定により  
貨物割に係る旧法還付金等が還付された場  
合又は同年十月及び十一月に法第七十二条

---



<p>還付金等に相当する額が当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	<p>の百四、 旧法還付金等に相当する額と当該還付金等に相当する額との合計額が同年九月に三十二年旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算される</p>
--	---

<p>第一項後 段の規定 により読 み替えて 適用され る新令附</p>	
<p>(以下この条 、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間内 額) 還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の 徴収取扱費算定期間内に</p>
<p>(次項 、平成三十一年九月に三十一年旧地方税法 附則第九条の六第三項及び地方税法等改正 法附則第二条の規定によりなお従前の例に よることとされた旧地方税法附則第九条の 六第三項の規定により当該道府県に払い込</p>	<p>べき額がある場合にあつては、これを加算 した額)と同年十月及び十一月 同年十月及び十一月 額)との合計額 旧法還付金等及び還付金等が同年十二月か ら平成三十二年二月までの徴収取扱費算定 期間内に還付金等として</p>

---

則第六條

の十一第

一項

---

むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に三十一年旧地方税法附則第九條の七及び地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九條の七の規定により譲渡割に係る還付金等（一部施行日前に還付された三十一年旧地方税法附則第九條の七及び地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九條の七に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。）が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、三

---

<p>第一項後 段の規定 により読</p>				
	<p>の二十二分の十</p>	<p>(法</p>	<p>(当該各徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>法附則第九条の七、</p>	<p>との合計額の十七分の十</p>	<p>(一部施行日以後に還付された法</p>	<p>(同年十月及び十一月</p>	<p>十一年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。)と同年十月及び十一月</p>
<p>九条の七及び地方税法等改正法附則第二条</p>	<p>平成三十一年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に三十一年旧地方税法附則第</p>			

---

み替えて  
適用され  
る新令附  
則第六条  
の十一第  
二項

---

---

の規定によりなお従前の例によることとさ  
れた旧地方税法附則第九条の七の規定によ  
り譲渡割に係る旧法還付金等が還付された  
場合であつて、当該旧法還付金等に相当す  
る額が当該徴収取扱費算定期間内に三十一  
年旧地方税法附則第九条の六第三項及び地  
方税法等改正法附則第二条の規定によりな  
お従前の例によることとされた旧地方税法  
附則第九条の六第三項の規定により当該道  
府県に払い込むべき譲渡割として納付され  
た額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に  
三十一年旧地方税法附則第九条の八第二項  
及び地方税法等改正法附則第二条の規定に

---

<p>還付金等に相当する額が当該還付金等を還</p>	
<p>旧法還付金等に相当する額と当該還付金等</p>	<p>よりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額) を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年九月に還付されたものとみなし、同月に三十二年旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る旧法還付金等が還付された場合又は同年十月及び十一月に法附則第九条の七、</p>

付した日の属する徴収取扱費算定期間内

に相当する額との合計額が同年九月に三十二年旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に三十二年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）と同年十月及び十一月

当該徴収取扱費算定期間内	同年十月及び十一月
額)	額)との合計額
還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内に	旧法還付金等及び還付金等が同年十二月から平成三十二年二月までの徴収取扱費算定期間内に還付金等として

4 平成三十一年十二月から平成三十二年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第三十五条の十八、附則第六条の十一（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第六条の十二の規定の適用については、新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項の規定中「二十二分の十」とあるのは、「十七分の十」とする。

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第三条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の一部を次のよう



に改正する。

第一条のうち、地方税法施行令の目次の改正規定中「第三十五条の四の六」を「第三十五条の四の七」に改め、同令第二章第二節中第三十五条の四の四の次に二条を加える改正規定を次のように改める。

第二章第二節中第三十五条の四の四の次に次の三条を加える。

（法第七十二条の七十六の率）

第三十五条の四の五 法第七十二条の七十六の政令で定める率は、百分の五・四とする。

（法第七十二条の七十六第一号の標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として算定した率）

第三十五条の四の六 法第七十二条の七十六第一号に規定する標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として政令で定めるところにより算定した率は、毎年度、道府県知事が基準事業税額から標準税率相当額を控除した額を当該基準事業税額で除して算定した率（第四項及び次条において「標準税率超過率」という。）とする。

2 前項の基準事業税額とは、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事業税額の合計額から第四号に掲げる事業税額を控除した額をいう。

一 前年度三月から当該年度二月までの間（以下この項において「算定期間」という。）に道府県知事に提出された法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書に記載された事業税額

二 算定期間に道府県知事に提出された法第七十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告書に記載された修正により増加した事業税額

三 算定期間に道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、第七十二条の四十一第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定による更正（以下この号及び次号において「更正」という。）をした場合における当該更正により増加した事業税額

四 算定期間に道府県知事が更正をした場合における当該更正により減少した事業税額

五 算定期間に道府県知事が法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定をした場合における当該決定に係る事業税額

3 第一項の標準税率相当額とは、前項各号に掲げる事業税額に係る税率が法第七十二条の七十六第一号に規定する標準税率（次条第一項において「標準税率」という。）であるものとした場合における

前項に規定する基準事業税額として算定した額をいう。

4 前各項に定めるもののほか、標準税率超過率の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第三十五条の四の七 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定により同条に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同条に規定する各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額(次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。)の百分の五・四に相当する額 一 当該道府県が当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額から当該期間内に歳出予算から

	<p>支出した法人の行う事業に対する事業税の還付金の額（次号及び次項第一号において「還付金支出額」という。）を控除した額</p> <p>二 当該道府県が超過税率課税道府県（法第七十二条の二十四の七第七項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する道府県をいう。次項において同じ。）である場合 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額）から当該額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額に相当する額を控除した額</p>
十二月	<p>当該年度の八月から十一月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額</p>
三月	<p>当該年度の十二月から二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額</p>

2 超過税率課税道府県は、毎年度、第一号に掲げる額を上回る場合には第一号に

掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の五・四に相当する額を翌年度八月の交付時期に

交付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る場合には同号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の五・四に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算するものとする。

一 前年度三月から当該年度二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額。次号において同じ。）に当該年度の標準税率超過率を乗じて得た額

二 前年度三月から当該年度二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額

3 第一項に規定する各交付時期に交付することができなかった金額があるとき、又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 第一項の規定により市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を

、当該錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

5 第一項に規定する各交付時期に各市町村に対し交付すべき額として同項又は第二項の規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期に交付すべき額とする。

6 前各項に定めるもののほか、法人の行う事業に対する事業税の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第一条中地方税法施行令第五十七条の二の五の次に二条を加える改正規定（同令第五十七条の二の六に係る部分に限る。）を次のように改める。

（法第七百三十四条第四項の標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として算定した率）

第五十七条の二の六 法第七百三十四条第四項に規定する標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として政令で定めるところにより算定した率は、毎年度、都知事が基準事業税額から標準税率相当額を控除した額を当該基準事業税額で除して算定した率（第四項及び次条において「標準税率超過

率」という。)とする。

2 前項の基準事業税額とは、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事業税額の合計額から第四号に掲げる事業税額を控除した額をいう。

一 前年度三月から当該年度二月までの間(以下この項において「算定期間」という。)に都知事に提出された法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書に記載された事業税額

二 算定期間に都知事に提出された法第七十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告書に記載された修正により増加した事業税額

三 算定期間に都知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、第七十二条の四十一第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定による更正(以下この号及び次号において「更正」という。)をした場合における当該更正により増加した事業税額

四 算定期間に都知事が更正をした場合における当該更正により減少した事業税額

五 算定期間に都知事が法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の

四十一の二第二項の規定による決定をした場合における当該決定に係る事業税額

3 第一項の標準税率相当額とは、前項各号に掲げる事業税額に係る税率が法第七百三十四条第四項に規定する標準税率（次条第一項及び第二項において「標準税率」という。）であるものとした場合における前項に規定する基準事業税額として算定した額をいう。

4 前各項に定めるもののほか、標準税率超過率の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第一条中地方税法施行令第五十七条の二の五の次に二条を加える改正規定（同令第五十七条の二の七第一項の表八月の項に係る部分に限る。）を次のように改める。

八月	前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。）の百分の五・四に相当する額
	一 都が当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額から当該期間内に歳出予算から支出した



法人の行う事業に対する事業税の還付金の額（次号及び次項第一号において「還付金支出額」という。）を控除した額

二 都が法第七十二条の二十四の七第七項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する場合 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額）から当該額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額に相当する額を控除した額

第一条中地方税法施行令第五十七条の二の五の次に二条を加える改正規定（同令第五十七条の二の七第一項の表十二月の項に係る部分に限る。）中「八月」を「当該年度の八月」に改め、同改正規定（同令第五十七条の二の七第一項の表三月の項に係る部分に限る。）中「十二月」を「当該年度の十二月」に改め、同改正規定（同令第五十七条の二の七第二項に係る部分に限る。）を次のように改める。

2 都は、法第七十二条の二十四の七第七項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、毎年度、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の五・四に相当する額を翌年度八月の交付時期に交付すべき額から減

額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る場合には同号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の五・四に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算するものとする。

一 前年度三月から当該年度二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額。次号において同じ。）に当該年度の標準税率超過率を乗じて得た額

二 前年度三月から当該年度二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額

第一条中地方税法施行令第五十七条の二の五の次に二条を加える改正規定に次のように加える。

3 第三十五条の四の六第三項から第六項までの規定は、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合について準用する。

第六条のうち地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十条の十の改正規定中「に同条第四項」を「（同法第七十二条の二十四の七第七項の規定により同法第七百三十四条第四項に規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から

当該額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の六第一項に規定する標準税率超過率を乗じて得た額を控除した額）に同法第七百三十四条第四項」に改める。

附則第一条第四号の三中「第三十五条の四の次に二条」を「第三十五条の四の次に三条」に改め、「第四条第二項から第四項まで」を削る。

附則第四条第二項から第四項までを削り、同条第五項を同条第二項とする。

附則第七条第三項中「改正法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号以下「改正法」という。）」に改め、同条第五項中「、新令」を「、地方税法施行令」に、「（新令）」を「（同令）」に改める。

附則第八条を次のように改める。

## 第八条 削除

附則第十四条第一項中「収入額に」を「収入額（」に改め、「含む。」の下に「（」と、「収入額に」とあるのは「収入額（平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までに納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。）」を加え、同条第二項及び第三項中「「額を」の下に「統計法

」を加え、「規定する」を「規定する統計法」に改める。

(地方財政法施行令の一部改正)

第四条 地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一号イ中「石油ガス譲与税」の下に「、自動車重量譲与税」を加える。

附則第九条第一項中「平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度における」を「地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第八十七号。以下「平成三十一年地方税法施行令等改正令」という。)附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十七年度及び平成二十八年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の」に改め、同条第二項中「平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における」を「平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十九年度及び平成三十年における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の」に改め、同条に次の一項を加える。

3 平成三十一年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第

一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

附則第十条の見出し中「平成二十六年度から平成二十八年度まで」を「平成二十七年度及び平成二十八年度」に改め、同条中「平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度における」を「平成三十一年度地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十七年度及び平成二十八年度における平成三十一年度地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の」に改め、同条の表第一号イの項中「第八条第一項及び」の下に「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の」を、「読み替えられた」の下に「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の」を加え、同表第五号の項中「地方自治法施行令第二百十条の十二第二項」を「地方税法施行令等

の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十条の十二第二項」に改める。

附則第十一条中「平成二十九年度における」を「平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十九年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の」に改め、同条の表第一号イの項中「第八条第一項及び」の下に「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の」を、「読み替えられた」の下に「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の」を加え、同表第五号の項中「同令」を「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法施行令等改正令」という。）第六条の規定による改正前の地方自治法施行令」に、「地方自治法施行令第二百十条の十二第二項」を「平成二十八年地方税法施行令等改正令第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十条の十二第二項」に改める。

附則第十二条中「平成三十年度における」を「平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項

の規定によりなお従前の例によることとされた平成三十一年度における平成三十一年度地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の」に改め、同条の表第一号イの項中「第八条第一項及び」の下に「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の」を、「読み替えられた」の下に「平成二十八年地方税法施行令等改正法附則第三十七条の規定による改正前の」を加え、同表第五号の項中「同令」を「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法施行令等改正令」という。）第六条の規定による改正前の地方自治法施行令」に、「地方自治法施行令第二百十条の十二第二項」を「平成二十八年地方税法施行令等改正令第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十条の十二第二項」に改める。

附則第十三条の表第一号イの項中「第八条第一項及び」の下に「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の」を、「平成二十年法律第二十五号」の下に「。以下イにおいて「廃止前暫定措置法」という。」を、「第三十九条」の下に「又は平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条の規定により

なおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十九条」を加える。

附則第十五条を削る。

附則第十六条中「読み替えられた」の下に「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）第四条の規定による改正前の」を加え、同条を附則第十五条とする。

附則第十七条中「読み替えられた」の下に「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）第四条の規定による改正前の」を加え、同条を附則第十六条とする。

附則第十八条中「附則第九条第二項」を「附則第九条第三項」に改め、同条を附則第十七条とし、附則第十九条を附則第十八条とし、附則第二十条を附則第十九条とする。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第五条 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第六項中「三分の一」を「千分の四百十六」に改める。

附則第三項の表第四条の二第六項の項中「三分の一」を「千分の四百十六」に、「千分の四百七」を「



千分の四百九十」に改める。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第六条 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税」の下に「自動車重量譲与税」を加え、「及び石油ガス譲与税」を「石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税」に改める。

附則第五項中「石油ガス譲与税」を「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税」に、「自動車重量譲与税」を「特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行令第七条の十八、第四十八条の八及び第四十八条の九の改正規定並びに同令附則第四条の七の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 平成三十一年六月一日

二 第一条中地方税法施行令第三十五条の四の五、第三十五条の四の七第一項の表及び第二項、第四十三条の二、第四十三条の八第十二号、第四十三条の十第十一号、第四十三条の十二第十一号、第四十四条の八第二項の表、第四十四条の九第三項並びに第五十七条の二の七第一項の表及び第二項の改正規定並びに同令第五十八条の改正規定（「第八条の四」を「第八条の六」に改める部分及び「まで及び」を「まで、第三十二条の三並びに」に改める部分を除く。）並びに同令附則第三十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同令附則に二条を加える改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定

平成三十一年十月一日

三 第一条中地方税法施行令第七条の三を同令第七条の二の二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第八条の二の改正規定、同令第四十六条の二の三を同令第四十六条の二の四とする改正規定及び同令第四十六条の二の二の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第十六条の二の十一第二項及び第四項、第十六条の三第三項及び第六項、第十七条、第十七条の二、第十七条の三並びに第十八条の改正規定、同令附則第十八条の五及び第十八条の六の改正規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、同令附則第十八条の七第三項及び第六項の改正規定、同令附則第十八条の七の二の改正規定（同号に掲げる改

正規定を除く。)並びに同令附則第二十七条の二の改正規定並びに附則第十二条の規定 平成三十二年

一月一日

四 第一条中地方税法施行令第六条の二十一の二の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定並びに同令第三十二条の二第一項第一号及び第三十二条の三第一項第一号の改正規定 平成三十二年四月一日

五 第一条中地方税法施行令附則第四条及び第四条の二の改正規定、同令附則第十八条の五の改正規定(同条第十二項の表法第四十五条の二第一項第八号の項及び第二十六項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項に係る部分に限る。)、同令附則第十八条の六の改正規定(同条第十六項の表法第四十五条の二第一項第八号の項及び第三十三項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項に係る部分に限る。)並びに同令附則第十八条の七の二の改正規定(同条第八項の表法第四十五条の二第一項第八号の項及び第十七項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項に係る部分に限る。) 平成三十三年一月一日

六 第一条中地方税法施行令附則第十一条に二項を加える改正規定(同条第四十九項に係る部分に限る。)

七 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日

七 第一条中地方税法施行令附則第十条第十三項の改正規定及び附則第四条の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七条の十八及び附則第四条の七第一項の規定の適用については、平成三十二年度分の個人の道府県民税に限り、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第七条の十八</p>	<p>に特例控除対象寄附金とする</p>	<p>支出したものに限る。） と、「限る。」とあるのは「限り、租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に</p>
---------------	----------------------	---

	<p>附則第四条の七第一項</p>
	<p>とする</p>
<p>規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。」とする</p>	<p>と、「限る。」とあるのは「限り、租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同</p>

法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。」とする

(事業税に関する経過措置)

第三条 平成三十二年度における地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正後の地方税法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付すべき法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（次項及び第三項において「法人事業税交付金」という。）に係る新令第三十五条の四の五、第三十五条の四の七第一項及び第二項並びに第五十七条の二の七第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

五	第三十五条の四の 百分の七・七	百分の三・四
---	--------------------	--------

<p>第三十五条の四の七第一項の表十二月の項及び三月の項並びに同条第二項</p>	<p>百分の七・七</p>	<p>百分の三・四</p>	<p>第三十五条の四の七第一項の表八月の項</p>	<p>百分の七・七</p>	<p>百分の三・四</p>	<p>第三十五条の四の七第一項</p>	<p>同条に規定する各市町村の従業者数</p>	<p>地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の七第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第二項の規定により読み替えられた法第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額</p>		<p>前年度三月</p>	<p>前年度十月</p>
--	---------------	---------------	---------------------------	---------------	---------------	---------------------	-------------------------	---	--	--------------	--------------

<p>第五十七條の二の 七第一項の表八月 の項</p>	<p>第五十七條の二の 七第一項の表八月 の項</p>	<p>前年度三月</p>	<p>第五十七條の二の 七第一項</p>
<p>第五十七條の二の 七第一項の表十二 月の項及び三月の 項並びに同条第二 項</p>	<p>百分の七・七</p>	<p>前年度十月</p>	<p>同項に規定する各 市町村及び特別区 の従業者数</p>
<p>第五十七條の二の 七第一項の表十二 月の項及び三月の 項並びに同条第二 項</p>	<p>百分の七・七</p>	<p>前年度十月</p>	<p>平成二十八年地方税法等改正法附則第六條第二項の規定によ り読み替えられた法第七百三十四條第四項に規定する各市町 村の市町村民税の法人税割額及び法第五條第二項第一号に掲 げる税のうち法第七百三十四條第二項（第二号に係る部分に 限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額</p>



2 平成三十三年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の七第一項及び第五十七条の二の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三十五条の四の七第一項</p>	<p>を同条</p>	<p>の三分の二に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の七第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分の一に相当する額を同項の規定により読み替えられた同条</p>
<p>第五十七条の二の七第一項</p>	<p>を同項</p>	<p>の三分の二に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第七百三十四条第四項に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額及び</p>

		<p>法第五条第二項第一号に掲げる税のうち法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分の一に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第七百三十四条第四項</p>
--	--	---

3 平成三十四年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の七第一項及び第五十七条の二の

七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三十五条の四の七第一項</p>	<p>を同条</p>	<p>の三分の一に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の七第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額で、同</p>
---------------------	------------	--

	<p>第五十七条の二の七第一項</p>	<p>欄に掲げる額の三分の二に相当する額を同項の規定により読み替えられた同条</p>
	<p>を同項</p>	<p>の三分の一に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第七百三十四条第四項に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額及び法第五条第二項第一号に掲げる税のうち法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分の二に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第七百三十四条第四項</p>

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 附則第一条第七号に掲げる規定による改正後の地方税法施行令附則第十条第十三項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する営農困難時貸付けを行う場合における不動産取得税について

て適用し、同日前に同号に掲げる規定による改正前の地方税法施行令附則第十条第十三項に規定する営農  
 困難時貸付けを行った場合における不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第五条 平成三十一年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の八第二項及び第四

十四条の九第三項の規定の適用については、新令第四十四条の八第二項の表中

八月	<p>前年度三月における同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において          収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出          予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ          。）との差額を、四月から七月までの間に収入した環境性能割の収入額に加算し、又          はこれから減額した額の百分の四十・八五に相当する額</p>
十二月	<p>八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入額の百分の四十・八五に相当す          る額</p>

とあるのは

十二月

十月及び十一月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）の百分の四十四・六五に相当する額

と、同表三月の項及び新令第四十四条の九第三項中「百分の四十四・八五」とあるのは「百分の四十四・六五」とする。

2 平成三十二年度及び平成三十三年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の八第二項及び第四十四条の九第三項の規定の適用については、新令第四十四条の八第二項の表及び第四十四条の九第三項中「百分の四十四・八五」とあるのは、「百分の四十四・六五」とする。

3 平成三十四年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の八第二項及び第四十四条の九第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十四条	
差額	差額の百分の四十四・六五に相当する額
の八第二項	収入額の百分の四十四・八五に相当する額に
収入額に	収入額の百分の四十四・八五に相当する額に

<p>の表八月の 項</p>	<p>減額した額の百分の四十・八五に相当する 額</p>	<p>減額した額</p>
<p>第四十四条 の九第三項</p>	<p>前条第二項の表</p>	<p>前条第二項の表八月の項中「差額の百分の四十四・六五に相当する額」とあるのは「差額」と、「収入額の百分の四十・八五に相当する額に」とあるのは「収入額に」と、「減額した額」とあるのは「減額した額を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額」と、同表十二月の項及び三月の項</p>
<p>、「を基礎</p>	<p>「を基礎</p>	

(市町村民税に関する経過措置)

第六条 新令第四十八条の九及び附則第四条の七第二項の規定の適用については、平成三十二年分の個人

の市町村民税に限り、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八条の九	に特例控除対象寄附金とする	支出したものに限る。）
		<p>と、「限る。」とあるのは「限り、租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるものうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当</p>

<p>附則第四条の七第二項</p>	
<p>とする</p>	
<p>する部分を除く。」とする</p>	<p>と、「限る。」とあるのは「限り、租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。」とする</p>

(国民健康保険税に関する経過措置)



第七条 新令第五十六条の八十八の二第一項及び第五十六条の八十九の規定は、平成三十一年度以後の年度の国民健康保険税について適用し、平成三十年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告に関する経過措置）

第八条 この政令の施行の日（次条第二項において「施行日」という。）から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新令第五十八条の規定の適用については、同条中「並びに第三十三条の二」とあるのは、「及び第三十三条の二」とする。

（地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 平成三十年分以前の年度における地方財政法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額の算定については、第四条の規定による改正後の地方財政法施行令（次項において「新地方財政法施行令」という。）第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日から平成三十一年九月三十日までの間における新地方財政法施行令附則第十条から第十三条までの規定の適用については、新地方財政法施行令附則第十条の表第一号イの項、第十一条の表第一号イの項

及び第十二条の表第一号イの項中「及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の」とあるのは「及び」と、「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法」とあるのは「地方交付税法」と、新地方財政法施行令附則第十三条の表第一号イの項中「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）」第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下イにおいて「廃止前暫定措置法」という。）第三十九条又は平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法」とあるのは「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）」とする。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第五条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令（次項において「新資金令」という。）第四条の二第六項及び附則第三項の規定は、平成三十一年度に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金から適用し、平成三十年度に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金については、なお

従前の例による。

2 平成三十一年度から平成四十六年度までの各年度に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金に係る新資金令第四条の二第六項及び附則第三項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる新資金令の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成三十一年度から平成三十三年度まで	第四条の二第六項	千分の四百十六	千分の三百四十八
	附則第三項の表第四条の二第六項の項	千分の四百九十	千分の三百四十八
平成三十四年度から平成四十五年度まで	第四条の二第六項	千分の四百十六	千分の三百五十七
	附則第三項の表第四条の二第六項の項	千分の四百十六	千分の三百五十七
	二第六項の項	千分の四百九十	千分の四百三十一
平成四十六年度	第四条の二第六項	千分の四百十六	千分の四百一

附則第三項の表第四条の 二第六項の項	千分の四百十六	千分の四百一
	千分の四百九十	千分の四百七十五

(災害対策基本法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 平成三十年度以前の年度における第六条の規定による改正前の災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する標準税収入額の算定については、第六条の規定による改正後の災害対策基本法施行令第四十三条及及び附則第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第十二条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(昭和六十二年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項中「第四十五条の二第一項第一号」を「第四十五条の二第一項」に、「同号」を「同項第一号」に改め、同条第二項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の三第二項、第七条の三の四第二項及び第七条の十三の項中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第三項中

「第四十五条の二第一項第一号」を「第四十五条の二第一項」に、「同号」を「同項第一号」に改め、同条第四項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の三第二項、第七条の三の四第二項及び第七条の十三の項中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第五項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第三百十五条の項を次のように改める。

<p>第三百十五条</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額</p>
---------------	-----------------	---

第二条の四第五項の表第三百十五条の項の次に次のように加える。

<p>第三百十五条第一号</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第三条の二第十六項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第十八項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同</p>
------------------	---------------	---

	<p>条第二十二項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第二十四項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額</p>

第二条の四第六項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項及び第四十八条の六の項中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第七項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第三百十五条の項を次のように改める。

<p>第三百十五条</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額</p>
---------------	-----------------	--

第二条の四第七項の表第三百十五条の項の次に次のように加える。

<p>第三百十五条第一</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第三条の二第</p>
-----------------	---------------	-----------------------------------

号

二十項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額

第二条の四第八項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項及び第四十八条の六の項中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に改める。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正)

第十三条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条を削る。

附則第五条中「附則第十七条」を「附則第十六条」に、「第十三条第一号イ」と、「」を「地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第八十七号)第四条の規定による改正前の地方財政法施行令第十三条第一号イ」と、「」に改め、同条を附則第四条とする。

附則第六条中「附則第十八条」を「附則第十七条」に、「附則第九条第二項」を「附則第九条第三項」

に改め、同条を附則第五条とする。

附則第七条中「附則第十九条」を「附則第十八条」に改め、同条を附則第六条とし、附則第八条を附則第七条とする。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正)

第十四条 地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法施行令第七条の三第二項の改正規定中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項」に改める。

第一条中地方税法施行令第三十四条第二項の改正規定の次に次のように加える。

第三十五条の四の六第二項第二号中「第七十二条の三十三第二項又は第三項」を「第七十二条の三十一第二項又は第三項」に改める。

第一条中地方税法施行令第五十七条の二の改正規定の次に次のように加える。

第五十七条の二の六第二項第二号中「第七十二条の三十三第二項又は第三項」を「第七十二条の三十



一第二項又は第三項」に改める。

第一条中地方税法施行令附則第六条の二に一項を加える改正規定を次のように改める。

附則第六条の二に次の一項を加える。

10 法附則第九条第二十三項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者に交付する同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する収入金額とする。

第九条中地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第五百五十四号）第八条の次に一条を加える改正規定の前に次のように加える。

第五条第一項及び第三項中「第七十二条の三十三」を「第七十二条の三十一」に改める。

附則第一条第三号中「並びに第三十四条第二項」を「、第三十四条第二項、第三十五条の四の六第二項第二号並びに第五十七条の二の六第二項第二号」に改め、「限る。」の下に「及び第九条（地方税法施

行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令第五条第一項及び第三項の改正規定に限る。）」を加え、同条第五号中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項」に改める。

## 理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、特別法人事業税の創設にあわせた法人事業税の税率の引下げ及び自動車税の種別割の税率の引下げ等に対応した所要の規定の整備を行う等の必要があるからである。

